

地域貢献型工事に関する発注基準

条件付き一般競争入札において地域貢献活動の認定の有無を入札参加要件とする地域貢献型工事の発注について、次のとおり基準を定める。

第7条第1項関係

1. 下請制限

第3号に規定する下請制限は、第6条に規定する地域貢献型工事については、全ての下請負を禁止するものとする。

第7条第2項関係

1. 格付等級の要件

地域貢献型工事の発注等級は、原則として格付工種中最下位等級とする。

2. 実施地域の要件

地域貢献型工事において要件とする地域貢献活動の実施地域は、原則として当該工事を実施する支所（合併前の旧市町村）地域とする。ただし、入札の参加が見込まれる者の数が3者未満となる場合は、次の3地域を実施地域の要件とすることができる。

- ①大曲地域
- ②西部地域（神岡、西仙北、協和、南外）
- ③東部地域（中仙、仙北、太田）

3. 種類の要件

地域貢献の種類は、**原則として**問わないものとする。

（平成23年7月1日施行）

（平成24年4月1日改正）